

報道機関からの取材に対する対応について

みやぎ心のケアセンター

新聞社、放送局等の報道機関への対応については、これまで内規により運用してきたが、改めて文章化し、報道機関からみやぎ心のケアセンター（以下、「センター」という。）に取材依頼があったときには、下記の対応を基本とする。

記

1. 報道機関からの取材依頼に対する対応について

- (1) 報道機関からセンターに取材依頼があったときには、日程を調整し原則対応する。
- (2) 対応職員については次のとおりとする。
 - ①一般職員が取材の依頼を受けた場合には、上司に報告する。すみやかに、課長以上の管理者で協議し、対応職員を決める。
 - ②基幹センターにおける対応職員は、センター長、副センター長、部長とする。必要に応じて課長もしくは担当課員が同席する。
 - ③地域センターにおける対応職員は、地域支援課長が基幹センター地域支援部長若しくは企画調整部長、副センター長と協議をして決める。原則は、各地域センターのセンター長、地域支援課長が対応する。必要に応じて、基幹センターのセンター長、副センター長、部長が同席する。
- (3) センターの活動内容や統計資料は公表する。
- (4) 被災者等の個人情報については一切提供しない。
- (5) テレビ取材等で事務室を撮影するときは、個人情報を厳重に管理し、職員の同意を得る。撮影されたくない職員は席を外すか放映させない対応をとる。

2. 被災者等への取材について

- (1) センターは、被災者等に家庭訪問するセンター職員に対し、報道機関が同行する取材は一切認めない。
- (2) センターは、被災者の取材に関して、報道機関を市町村などの関係機関に紹介することは原則として行わない。

3. その他

- (1) この対応に記載されていない事態が発生した場合には、課長以上で協議し、その都度決定する。

附則

この基本方針は、平成27年12月15日から施行する。

附則

この基本方針は、平成28年4月1日から施行する。